

働きながら受講しやすい介護職員初任者研修開催支援事業補助金 募集要領

令和 8 年 4 月 1 日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

令和 8 年度分の「働きながら受講しやすい介護職員初任者研修開催支援事業補助金」の交付を希望する事業者を次のとおり募集します。

1 目的

本補助金は、幅広い世代が介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を受講しやすい環境をつくり、もって本県の介護人材の確保、介護離職の防止及び住民が主体となって高齢者を支える地域作りの促進を図ることを目的にしています。

2 「初任者研修」の定義

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号ロに掲げる、都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者が実施する、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修。

3 補助金区分及び募集期間等

区 分	働きながら受講しやすい介護職員初任者研修開催支援事業補助金
募 集 期 間	予算の範囲内で随時募集 ※原則、先着順
補助予定事業者数	2 事業者（2 課程）

※令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に修了する研修が対象です。

※交付は 1 事業者 1 課程とします。

4 申請方法

研修課程ごとに、補助金交付申請書を作成の上、郵送または持参により、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に提出してください。

なお、申請に必要な書類の様式は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会のホームページ（<https://www.tottori-wel.or.jp/p/soumu/4/1/>）からダウンロードできます。

5 交付要件及び補助額

交 付 要 件	鳥取県知事が指定した指定事業者のうち、次の要件をすべて満たす初任者研修を実施する事業者 ① 令和 8 年 4 月 1 日以降に開始し、令和 9 年 3 月 31 日までに所定のカリキュラム及び介護と仕事の両立に役立つ講座を修了する研修であること。 ② 受講者定員を 10 名以上で設定していること。 ③ 授業形態は通学・通信を問わないが、面接授業のうち 7 割以上を午後 6 時以降、土曜日、日曜日などに開催し、働きながら受講しようとする者に配慮すること。
---------	---

	<p>④ 介護職員以外にも介護をしている家族（働く会社員等）や地域の介護ボランティアが受講でき、働く会社員等に配慮した研修日程であることを自社ホームページ及び各種広告媒体等により広く住民に周知・広報すること。</p> <p>⑤ 受講料を税込で6万円以下に設定すること。ただし、教材費は受講料に含まない。</p> <p>⑥ 所定のカリキュラムに加え、下記の例を参考とした介護と仕事の両立に役立つ講座を1時間以上開催すること。</p> <p>ア 高齢者の総合窓口である地域包括支援センターの紹介</p> <p>イ 家族会、認知症カフェ等の紹介、家族を介護している方の体験談</p> <p>ウ 消費生活センター等による悪質商法の被害防止の話</p>
補助対象経費	本事業に係る必要な経費のうち、教材費を除いた額。
補助額	研修1課程につき20万円（上限）

6 補助団体の決定方法

原則として先着順とします。なお、同着で一方を選択する場合は、鳥取県社会福祉協議会会長による抽選とします。

7 申込・問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 総務部
 電話：0857-59-6331
 ファクシミリ：0857-59-6340
 メール：soumu@tottori-wel.or.jp

働きながら受講しやすい介護職員初任者研修開催支援事業補助金

【事務の流れ】

鳥取県（長寿社会課）に申請

<県の研修指定を受ける>

鳥取県社会福祉協議会に申請

<補助金交付申請書を提出>

【提出期限】 予算の範囲内で随時募集

<審査> ※原則先着順に審査します。

<審査・交付決定>

交付要件を満たすことを審査し、「補助金交付決定通知書」を県社協から送付します。
書類受領後、補助事業を開始することができます。

事業スタート！

<実績報告書を提出>

【提出期限】

- 事業が年度途中で完了した場合：事業完了後30日以内
- 最終の提出期限：翌年度の4月20日まで

<検査・額の確定>

補助事業が適正に行われたことを確認し、「補助金の額の確定通知書」を県社協から送付します。

<精算払い>

補助金を指定口座に振り込みます。